

環境配慮措置	カテゴリー	02：施設運用	
	項目	c. 天然記念物エリアの立入禁止	
	概要	<p>●施設の維持管理・事業の運営管理において、事業者は勿論のこと、利用者においても、天然記念物エリアには立ち入らないよう周知を図る。</p> <p>●また、やむを得ず立ち入る必要が生じた際には、適正な手続きの上、行うものとする。</p>	
環境配慮の目的・方針	【自然環境】	重要種の生息及び生育域、森林環境の改変の回避	
	【自然環境】	森林環境を悪化させない利活用手法の検討	
	【自然環境】	重要種の繁殖行動の阻害の回避	
	【自然環境】	事業実施区域に隣接する森林環境の保全	
	【 】		
	【 】		
該当箇所・チェック対象	チェック状況・写真	評価	
		実施状況・コメント	評価
天然記念物エリアの立ち入り状況		天然記念物エリアはフェンスおよびロープでその範囲を徹底して明示している。 また、中腹や山頂三角点広場には文化庁設置の看板もあり注意喚起している。	○ 効果は不明だが適切に対応
天然記念物エリアの監視状況	—	天然記念物エリアはフェンスおよびロープでその範囲を徹底して明示している。	○ 効果は不明だが適切に対応